

社会福祉法人 三条市手をつなぐ育成会 役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会の役員及び評議員等の報酬額等について必要な事項は定款第8条、第22条に基づいて定めるものとする。

(定義)

第2条 本規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の実費弁償費)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償 (日額)
理事会出席実費弁償費	2,000円

2 役員、評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償 (日額)
評議員会出席実費弁償費	2,000円

3 常勤の役員、評議員には、これを支払わないものとする。

(理事会及び評議員会の報酬)

第4条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (日額)
理事会出席報酬費	3,000円

2 役員、評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (日額)
評議員会出席報酬費	3,000円

3 常勤の役員、評議員には、これを支払わないものとする。

(役員勤務報酬等)

第5条 常勤の役員、定款第16条に規定する役員のうち、理事長の職にある者については報酬を支給する。

2 報酬は月額とし、理事会の決議を経て定めるものとする。

	報酬 (月額)
理事長業務報酬	300,000円

- 3 役員の報酬は、職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 4 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の実施指導への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
中間監査報酬	10,000円
実施指導立合い報酬	10,000円
期末監査報酬	20,000円

(報酬の支給日)

第5条 前条第2項に規定する報酬の支給日は職員の例による。

(社会保険等の加入)

第6条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるものの他、報酬に関し必要事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年 4月 1日より施行する。

この規則は、平成28年 4月 1日より施行する。

この規則は、平成28年10月 1日より施行する。

この規則は、平成29年 4月 1日より施行する。